

昭和60年 3月 2日施行
昭和61年 2月17日改正
平成 2年 2月24日改正
平成 6年 2月26日改正
平成15年 2月21日改正
平成30年 2月17日改正

福山市テニス協会規約

(総 則)

- 第 1 条 本協会は福山市テニス協会と称する。
第 2 条 本協会は福山市内並びに近隣のテニス団体を以て組織する。
第 3 条 本協会は広島県テニス協会に属し、福山市体育協会に加盟する。
第 4 条 本協会は事務所を福山市内に置く。

(目 的)

- 第 5 条 本協会は加盟団体を統轄し、テニスの普及、技術の向上を以て体育の進行、品性の陶冶に資することを目的とする。
第 6 条 本協会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
一、テニス大会を開催する
二、福山市体育協会及び広島県テニス協会の事業に参加し、その業務遂行に協力する。
三、内外有力テニス選手の招待、競技並びに有望選手の援助育成に関する事業を行う。
四、テニスに関する情報の収集伝達を行う。
五、その他、適当と認める事業を行う。

(加 盟)

- 第 7 条 本協会の加盟には所定の加盟申込書に所定の加盟金(年額)を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。
退会には所定の退会届を会長宛提出するものとする。
第 8 条 加盟金は理由を問わず返還しない。
第 9 条 加盟団体は下記の事由によりその資格を喪失する。
一、退会
二、除籍
第 10 条 加盟団体がその加盟金を納入しないときは、催告等の手続きを経て理事会の決議により除籍するものとする
第 11 条 加盟団体又は、その構成員が、本協会の規約に違反し、又は、加盟団体若しくは、その構成員としての品位を失墜する行為があった時は、理事会は決議をもって除籍、資格停止、その他適当と認める処置をとることができる

(役員)

第12条 本協会は次の役員を置く。

会長(1名) 副会長(3名) 理事長(1名)
副理事長(4名) 理事(若干名 内1名会計専担)
監事(2名) 顧問(若干名) 参与(若干名)

2. 会長は総会において選出する。
3. 理事、監事は加盟団体の評議員から会長が推薦し、総会において決定する。但し、実状に応じて評議員以外から会長が推薦する事ができる。
4. その他の役員は理事会において推薦し、総会において決定する。

第13条 役員任期は2ヶ年とし、補欠により就任した者の任期は残任期間とする。但し、再任は防げない。

2. 役員は任期満了後も、後任者の就任まで引き続きその職務を行うものとする。

第14条 会長は協会を代表し、協会の業務を統轄総理し、総会及び理事会の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は会長の命を受け、協会の業務を掌理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事は理事会を構成し、協会運営の重要事項を審議する。なお、競技運営に関しては別に競技運営委員会を設ける。
6. 監事は協会の業務を監査し、理事会に報告するものとする。

(総会)

第15条 総会は協会の加盟団体の評議員をもって構成し、通常総会は毎年1回会長がこれを招集し、臨時総会は評議員の3分の2以上の要請があった時、又は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2. 評議員は最低各団体1名とし、会員登録者数により次の通り定める。

会員登録者数30人単位に評議員1人の割合とする。

その算定基準日は当年の1月31日とする。

第16条 総会は次の事項を議決する。

- 一、規約の改廃、変更に関する事。
- 二、役員を選出に関する事。
- 三、事業報告、事業計画及び歳入歳出予算に関する事。
- 四、決算報告の承認に関する事。
- 五、その他総会において、総会の議決すべき事項と定めた事項。

第17条 総会の議決は出席評議員の過半数をもってこれを決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理 事 会)

第 1 8 条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成し、
会長がこれを招集する。

第 1 9 条 理事会は次の事項を議決する。

- 一、総会に付議すべき議案の審議に関すること。
- 二、役員 の 推 薦 に 関 す る 事 項 。
- 三、総会の決議により理事会に委任された事項。
- 四、その他会長が必要と認めた事項。

第 2 0 条 理事会の決議は出席理事の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

第 2 1 条 協会の経費は各団体の加盟金、会員登録料、公共団体の助成金、一般寄付金、競技収入及びその他の収入でもって支弁する。

2. 各団体の加盟金は次の通り定める。

【加盟金(年額)】

1 団体	1 0 , 0 0 0 円
中・高等学校加盟団体	2 , 0 0 0 円

【加盟金(年額)の減額・免除】

理事会で別に定めた団体は加盟金を減額または免除する。

3. 会員登録料は別途会員登録規程に定める。

(大会出場)

第 2 2 条 本協会及び広島県テニス協会等主催のテニス大会の参加は、本協会加盟団体の会員で、その団体から本協会に会員登録された選手に限る。

(付 則)

第 2 3 条 協会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第 2 4 条 福山市スポーツ協会及び広島県テニス協会への役員 の 選 出 は 理 事 会 に委任する。